

要望の多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて

○「追加字種の選定基準」との関係

- 「玻」の出現頻度：3949位、語例：玻璃。
- 「碍」の出現頻度：3461位、語例：融通無碍（礙）、碍子。
- 「鷹」の出現頻度：1509位、語例：鷹揚。

<「障害」と「障碍」の使用的経緯・意味等>

① 江戸末期における「障害」の使用例

- 別紙1 「英和対訳袖珍辞書（文久2（1862）年）」（杉本つとむ編著『江戸時代翻訳日本語辞典』（早稲田大学出版部、昭和56年））

② 明治期から大正期にかけての「障害」と「障碍（礙）」の使用例

- 別紙2 『日本国語大辞典 第2版』（小学館、平成12～14年）
- 別紙3 「法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例」
- 別紙4 国立国語研究所編『太陽コーパス』（博文館新社、平成17年）
- 別紙5 「明治の讀賣新聞」（読売新聞東京本社、平成15年）

③ 法律における「障害者」の使用例

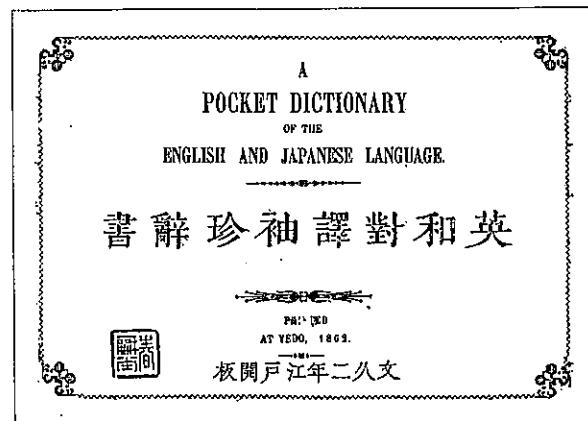
- 別紙6 「法律における「障害者」等の使用例」

④ これまで我が国で使われてきた「障碍（礙）」という語の意味

- 別紙7 各種の辞書における記述（『日本国語大辞典 第2版』、『角川古語大辞典』、『例文 仏教語大辞典』等）

⑤ 障がい者制度改革推進本部の設置

- 別紙8 閣議決定「障がい者制度改革推進本部の設置について」（平成21年12月8日）



Annotator, <i>s.</i>	Royalty, <i>ab.</i>
Announce-ed-ing, <i>v.a.</i>	The Royalty, <i>s.</i>
Announcement, <i>s.</i>	R. T. for Right
Annoy-ed-ing, <i>v. a.</i>	Rub, <i>s.</i>
Annoy, Annoyance, <i>s.</i>	Rub-bed-ding, <i>v. a.</i>
Annoying, <i>adj.</i>	To rub down.
Annual, <i>adj.</i>	To rub off, out.
Annuitant, <i>s.</i>	Rubber, <i>s.</i>
Annuity, <i>s.</i>	India rubber,
Annul-led-ing, <i>v. a.</i>	One
Annular, <i>adj.</i>	Rubbish, <i>s.</i>
Annun-ciate-ed-ing, <i>v. a.</i>	Rubricand, <i>adj.</i>
Annun-ciation, <i>s.</i>	Rubric, <i>adj.</i>
Annun-ciate-ed-ing-a, <i>v. a.</i>	Ruble, <i>s.</i>
Annunciation, <i>s.</i>	Rubric, <i>s.</i>
Annunciationsly, <i>s.</i>	Rue, <i>s.</i>
Anodine, <i>adj.</i>	Rueful, <i>adj.</i>
Anoint-ed-ing, <i>v. a.</i>	Rueful, <i>adj.</i>
Answer, <i>s.</i>	Ruff, <i>s.</i>
Answered, <i>v. a.</i>	Ruff, <i>s.</i>
Answering, <i>s.</i>	Ruff, <i>s.</i>
Ant, <i>s.</i>	Ruff, <i>s.</i>

昭和56年4月30日発行

江戸翻訳日本語辞典

定価 25,000円

編著◎杉本つとむ

発行者 城下幸雄

印刷者 安信印刷工業



早稻田大学出版社

東京都新宿区
戸塚町1の103
郵便番号 160

早稻田大学出版部

振替口座 東京3-1123
電話 東京(03)1-551-

しょう-がい ウ・**【障害・障碍・障礙】**【名】①
 (一する) さまたげをする」と。じやまをする」と。また、そのさまたげとなるもの。さわり。しょうげ。
 *史記抄(1477)一八・日者列伝「此に何と云障闇があつて思ふ事がよからうとすればわるくはなりなりすると云て人の心を傷しむるべ」*蛻巖先生答問書(1751-64か)
 中「但し」心唯心の宗旨御不案内故、障碍なきやいなや、其程無_ニ覚束_ニ思召候_ニ*会社弁(福地桜痴)叙(1871)〈渋沢栄一〉「或は公權を素り或は法制を數り、互に相障礙して終に共に樹立する能はず」*布令字弁(1868-72)〈知足蹄原子〉三「障害 セウガイ ササワリソコナフ」*吾輩は猫である(1905-06)〈夏目漱石〉二「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」*金貨(1909)〈森鷗外〉
 「此別當が自分と軍人との間に成り立つてゐる或る關係に障碍を加へるものであるやうに感じた」*白居易・春日題乾元寺上方最高峰亭詩「但覺虛空無_ニ障礙、不知高下幾由旬」②精神や身体の器官がなんらかの原因でその機能を果たさない」と。また、その状態。
 *或る「小倉日記」伝(1952)〈松本清張〉二「神經系の障害である」とは分つたが、病名は不明だつた」③「しきょうがいきようそう(障害競走)」「しきょうがいぶつつきようそう(障害物競走)」の略。
 〔発音〕シヨーガイ 〔標準〕◎ 〔余ア〕◎

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七二年二月一日 日本国語大辞典第二版第一卷(全100巻)発行
 一九七九年一〇月二〇日 同 編刷版第一卷(全100巻)発行
 一九九〇年七月二〇日 同 第二版第七卷第一刷発行

編集 日本国語大辞典第二版編集委員会
 小学館国語辞典編集部
 発行者 佐藤憲正
 印刷 図書印刷株式会社
 発行所 株式会社 小学館
 東京都千代田区一ツ橋二丁目三一
 電話 編集 (03) 321-1110-151-40
 制作 (03) 321-1110-153-33
 賃料 (03) 321-1110-157-39
 郵便番号 101-8001 振替 00 801-1100

法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例

(明治～大正期)

「障害」

明治 30 年 3 月 30 日 砂防法

第 23 条 「…其ノ土地ニ現存スル障害物ヲ除却スルコトヲ得」

明治 32 年 3 月 29 日 水難救護法

第 29 条 「…航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ為スト…」

明治 42 年 4 月 13 日 耕地整理法

第 7 条 「…障害ノ竹木土石等ヲ移転若ハ除却セシムルコト…」

明治 44 年 3 月 30 日 電気事業法

第 8 条 「…電線路ノ施設及保守ニ障害ヲ及スヘキ竹木其ノ他ノ植物…」第 15 条 「…電気工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害ヲ…」

大正 5 年 2 月 7 日 電気事業法改正（追加条項部分）

第 14 条ノ二 「…電気工作物ノ障害ヨリ生スヘキ…」

「障碍（礙）」

明治 23 年 5 月 27 日 水路測量標条例

第 4 条 「測量施行ノ為メ障碍トナル竹木ヲ…」

明治 25 年 6 月 23 日 海上衝突予防法

第 9 条 「…岩礁其ノ他障礙物ニ…」

明治 33 年 3 月 14 日 電信法

第 37 条 「…通信ヲ障碍シタル者…」「…過失ニ因リ障碍シタル者…」

大正 5 年 3 月 7 日 海底電信線保護万国連合条例罰則

第 1 条 「…通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ…」

大正 8 年 4 月 10 日 史蹟名勝天然記念物保存法

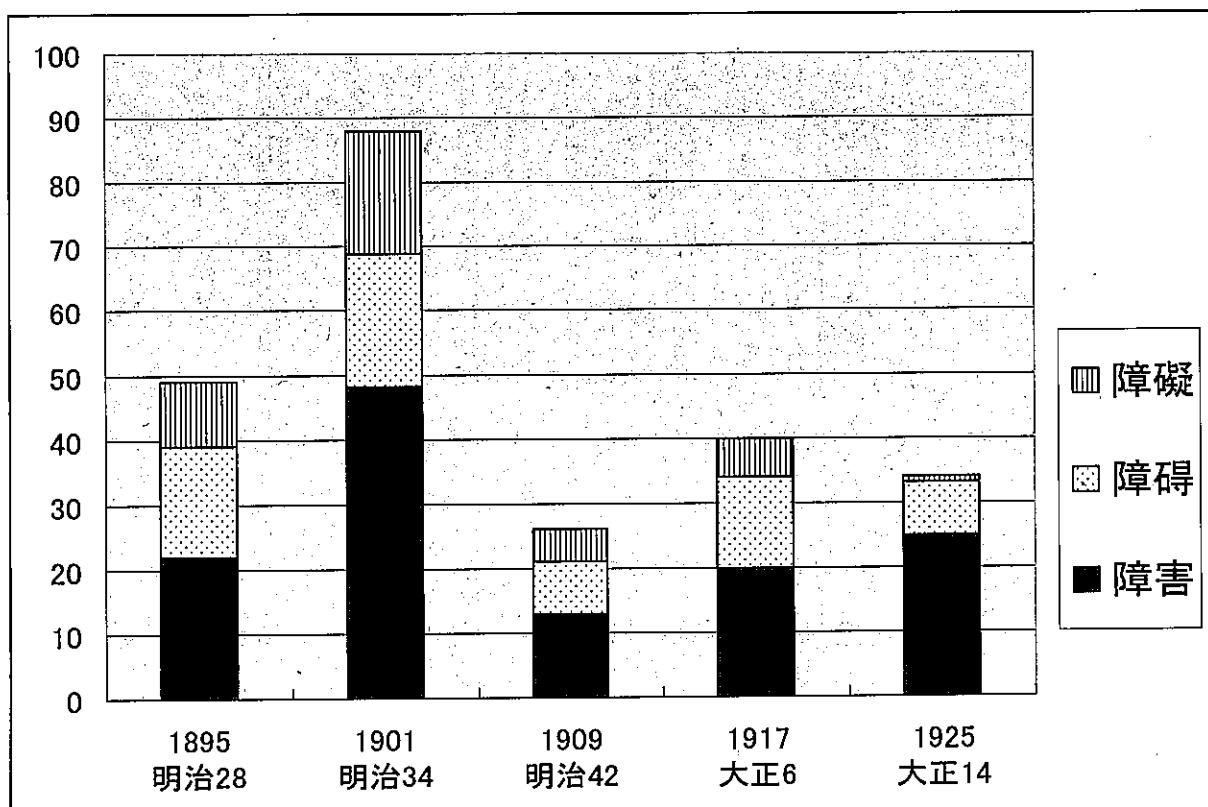
第 2 条 「…土地ノ発掘障碍物ノ撤去ソノ他調査ニ必要ナル行為…」

太陽コーパス（雑誌『太陽』日本語データベース）

(国立国語研究所編 CD-ROM版 博文館新社)

「障害」「障碍」「障礙」の出現頻度数

出版年	障害	障碍	障礙	総計
1895(明治28)年	22	17	10	49
1901(明治34)年	48	21	19	88
1909(明治42)年	13	8	5	26
1917(大正6)年	20	14	6	40
1925(大正14)年	25	8	1	34
総計	128	68	41	237



明治9年5月18日 朝刊1面
紙
別
障礙木

本年省令第十五號達書中指木ノ下ニ詩碑本ノ三字
ナ增補ト更ニ左ノ但シ書相加ヘ候此旨相達シ候事
但シ詩碑本伐採ノ儀ハ電線障碍ヲ除クノ外ハ其都
度可伺出事
明治九年五月十六日 内務卿大久保利通

明治17年8月2日 朝刊3面
紙
障碍

建設の際に其の事に着手せし事ハ今日世人の全く知
らざる所あり而して今日に至るまで百歳の難碍に遭
ひ軍士有卒等の久しうに及べり今其の沿革と解説
之を記す

明治10年11月10日 朝刊1面
しゃうがいものと
障碍物飛び越し

張され午前八時に銃へ劍とつけ美上り觀兵式、分別式、
歩兵射的それから戰闘射擊、後擊、防撲、林火、手榴彈等
の作りかき、地雷火、散兵、步兵、徒步取法と障碍物飛び越し
あそびあり夫より下志津へおいでに成つて火斧ともど

明治18年5月27日 朝刊2面
しゃうげとびこし
障碍飛越

○馬術共進會 来る三十一日陸軍十官學校にて午
前より騎兵科各隊馬術共進會と催される山にて其訓練
自以降馬術飛越、馬高齊作業、鞍馬法等にて雨天されば
次の日晴れと算定され

明治21年11月27日 朝刊2面
しゃうげとびこし
障碍飛越

接用委任官に講じ期積て同様學生士官の馬術講習
及く學生不十及び調馬手の新馬脚筋腰及び調馬索
馬術飛越の馬術と天正午前十一時三十分迄幸わら
せられたり當日御陪乗の總大寺侍従長伊藤毛利清

明治12年7月24日 朝刊1面
しゃうけ
障礙

○乙第三拾八號
岩手縣下各地ハ投錫ノ商船一時積入ノ土砂ヲ港
内ニ投棄填塞シ船舶ノ出入ルノ際生ズルノ憂へ少々
ラザレニ付キ右ハ本年九月一日以後禁止候條入港ノ後

郡區役所
明治19年5月2日 朝刊2面
しゃうがい
障害

塞破計五十四度隙雨計三〇・一一二あり脱火の前に放
て其の煙氣と壓せし事あく又脫烟中に於ても燃燒せ
し事なし以上三回とも人畜樹木等に障害を爲し(北海
道廳報告)

明治22年6月15日 朝刊2面
障害

度共に其真きと想る様にし健全無毒の桑種を播下し
て割合は甚く詰ひ平生の學生るへ行届けば仮令一時
多少の障害と被むるとも決して大なる異作と來を考
めにあらざるゝと知るを得たり若し養室の不足と感し
まば昨年來西ヶ原の桑葉試驗場に於て試用せらるゝ

明治20年11月15日 朝刊2面
紙
障碍競走
校の生徒凡そ二百名程に各々思をこな被り格闘と
し玉扱、競走、競技、二人三脚、竿走、馬術競走、來賓競
走、綱引等の競技をもし後方に馬一頭を放ちて多く
の人々が之を捕めるの趣向ありしひ同校の思付かぬ

明治22年8月22日 朝刊3面

障碍物

ある羽村へ黒金の電報と發せられるるダムの頃日の
強雨の爲め玉川が非常の出水と並同川の堤と取除き
たるに依り玉川上水を門口と障碍物充塞しする爲め
あるべしとて夫々配水の手配とあじれで毎日何時
程か増水しなりとく

明治22年12月1日 朝刊2面

障碍飛越

ある馬鹿と鳴しむる馬と從來我國に用ひふる馬馬と
は其運動特性的關係の相違あるよして其馬鹿と
天馬と供へるどな一障碍飛越と爲し三メートルと
飛越ひる際の馬止にも頗る御満足の餘に迷らせられ
しとく

23年4月18~21日 付録

幸田露伴『曰ぐらし物語』「ねぢくら博士」

障害物

チ、爰に或朝偶然大真理と發見せる種にある事に出
逢ツシのチ丁度或朝少し後れて家と出でタ時間タ
例より後れるから駆出しそのチ所々何者も障害物
無し廣い野の道を眞直に走り居るので、道
タ裏面にうらで居れば早々到着するの外のにサ、若

障碍無障碍

明治24年10月31日 朝刊2面

障碍

○ 東京駅名古屋二十日午前九時
横濱長崎線日本橋大坂線東京神戸線東京大坂二番
線名古屋以西諸站より東京大坂二番三番線名古屋
以東にて高橋地主今試験中委託り後より

明治25年5月7日 朝刊2面

障害

○ 東海道鉄道障害に就き駿野氏の筆力 東海道鉄
道ある駿河酒原間の鐵道線路の障害生じひる由
前歲の紙上にも記せし折し新茶の出廻り時ある
のみあらざ殊に未熟茶ヲシヤニタク號ヒ昨六日大積

明治25年6月4日 朝刊2面

障害

○ 同じく横濱の地震 横濱に於ても昨二日午前七
時十分中々烈しき地震ありるに在人々大に狼狽し
戸外に駆け出しそる者甚多かりしが震動三分間程
にて止みられたる事無かりしといふ

○ 佐藤大郎らあるしら所此處から天地萬物
メナヤニは色々の形狀と有してあらはれて来るの
の如きは螺旋的運動あるといふ原則に反対してゐ
るから矢張り螺旋的運動あるといふ原因もあるが先
第一に螺旋規則に従へからざる 扱以上二ヶ條の原

明治26年11月26日 付録1面

障碍

各區に區別して通報と付せんとする由あるか之と聞

ける從來の加盟店の大に苦情を抱へ是處で呼喰した
る居間に經更と称する業者と與ふる事
少からざるし中止と請願せんと内々奔走中のもの
のむる由あるも本省にて断然決行せる由

明治27年1月9日 付録1面

障害

電話が入者の位報書に架線の方法如何によつて取
扱ひ極めて少くことから其一例と舉ぐれば後の「」

電車会社の鉄道車線式と用ひるに拘らず故て
何より電車鉄道會社に送りしこどあり此の如き例
のむる由あるも本省にて断然決行せる由

明治28年9月14日 朝刊2面

障礙

の意見と有し東京市の道路及び市區の改正未だ実
現せざる事相に於て右等の既定と發達する時其他
日幾十の障礙を越えし市民一般の不便と不幸と嘆
息する所である所居れど古市土木技術監査室を主
として至る所居れど古市土木技術監査室をして外に大學生を説

明治29年2月22日 朝刊2面

障害

議會開幕後の方針に付隨を評議し國民會議會場出
の決議案に就ても國々議論出で一段の議程の取扱
あつたる由あるが結局「鉄道開拓會」今日の場
合如何なる陳述と連絡するも暫く目前を眞摯と
に聽ひる事」との決議をもつて散會しなり

明治29年11月23日 朝刊6面

障碍物競走

馬鹿馬鹿百ヤード競走、飛翔、長飛び、三百メー
トナード競走、クロケット競技、高飛び、三脚競
走、五百四十ヤード競走、走素び、六百八十ヤード
競走、騎士競走、騎士競走、馬鹿馬鹿走等と外に大學生を説

明治30年5月5日 朝刊3面

障碍

坂商會議所にて近畿米穀供給にて本州製の
羽(一)並河地に輸入税と關税と販賣と輸出税と
企圖しやうるに本州製出價甚だ昂貴の關係
し到底製成の次第税をかかると以て此際一致

明治28年5月23日 朝刊5面

障害

織り機度せし爲め格別の損害と見らるる小糸工
場の障害を要けたる様様なり
○當初運営のよし

口信吉、浪速太田外教氏の同族道賀油屋路ノ水
利上野の痛苦あつて毎日塔五郎懇意と至る上野
城に向け駕籠路不認可の願書と提出せんとて上野
したるより其理由と曰くに最初毛利景道會社より
石井門司島等の水の源が築港工事の影響域内

明治30年8月19日 朝刊3面

一大障害

○大坂築港工事、一大工事である大坂市の大工
事なる築港工事、工事料費はそら未だ認可せられ
未認可所ら未だ開港せられて常に早くも一
大陸告成りたりと云ふと即ちに開港の準備が川又
石井門司島等の水の源が築港工事の影響域内

明治30年9月1日 朝刊2面

大障害

○大坂鐵道 大障害の調停成る

(大坂鐵道社長) 大坂鐵道の大障害より、芝川高島原の大坂鐵道立役所右半分が倒壊され、十一萬圓以上で補修と大坂市に譲り渡すとあり、昨夜の

明治32年3月28日 朝刊1面

障害

○小倉警保局長の地位

の出缺するより、自然現任大臣次官及名高等官との折合面から、特に政府内部の私事と往々自由席に親し改善の上に障害を來すと少くからざる所以、議會開會中司法大臣に舉擧せしめんとして既に

明治34年4月9日 朝刊3面

障害物競走

○明治沿岸鐵道大運輸會

船頭走サクターレーク、角力等の運動から、勝者にて優興を授與し、同會所

明治31年5月15日 朝刊4面

障害

今屆の神田明神祭禮にて有名ある山車に悉く曳き出し盛に大祭奉行なる有者ありしが、因下の不規氣と電線等の障害により遂に相談難らを極く困付とあして町内に施設たる馬場町の和田内安吉町の小糸石町の龍神のみあら彼の連雀町の佐藤昇龍

明治33年3月23日 朝刊1面

障害

○日露貿易前途の大障害

前段多聞ある、即ち日露貿易の上に、意外の變見せる心地など、障害となる危機、大臣に對する國庫里鐵道運賃の高騰なると見れ也。

明治34年5月12日 朝刊2面

障害

○鐵道の監督と正直

▲所長は廿一日障害の為より、鐵道内外水しき

明治31年8月22日 朝刊1面

障害

○外貨輸入と民法第二條 民法第二條に於て明かに外人の私権享右と禁じ居る外貨輸入に少しあらむ障害、既より我が國に宣しく民法の正條と取れて外人に私権の享右と禁じて成るもの、わざとも之に對する大蔵省の觀と聞くに元來

明治33年3月24日 朝刊1面

障碍／障害

○日露貿易前途の大障害 (未詳)

▲所長は廿一日障害の為より、鐵道内外水しき

明治34年7月23日 朝刊3面

障害

○鐵道の監督と正直

▲所長は廿一日障害の為より、鐵道内外水しき

明治34年4月9日 朝刊3面

障害

○明治沿岸鐵道大運輸會

船頭走サクターレーク、角力等の運動から、勝者にて優興を授與し、同會所

明治34年10月22日 朝刊5面

障害

明治35年5月12日 朝刊2面

○東京電話交換局の生息　同局にて
て、さて電話交換局は、不適切なもとが或
ハ交換手の取扱方に關し不善の處あると
され、遂に電話又ハ郵便を以て申告すべき旨
加入者一般に通知し又ハ電話交換局の窓口に

明治34年12月14日 朝刊5面

明治35年1月31日 朝刊5面

○海外諸港の通商
陸軍新編隊にて
此度駆逐艦一二艘及巡洋艦外
海軍機動部隊に付水月中船工事に着手する由

明治36年8月15日 朝刊2面
しゃうがい

明治37年1月14日 朝刊5面

一昨々日批准交換により有効となりたる日清條約に依り我邦の奉天及び大東満に領屬せ設置するの権利あるも實際に於て未だの駐兵若くは整備するものありて之れを施行するに成る其跡種々受くるやも知れざれ

明治37年1月25日 朝刊2面

り一朝日本が千戈を交へるとあらび所圖の國を滅ぼすに少からざる原因を生ずべしといふものもるが之に就き國外交渉の點にて日本は中國の局外中立の決して日本萬國の出兵に對して降伏を坐することなく殊に威風の爲めに路を中立國に信する割合あることを

明治36年5月13日 朝刊2面
しゃうがい
障害

明治36年6月26日 朝刊5面
障害

英國の新聞税案と大團組合
本團組合委員五百名は本月二日地會に於て
き特選議院に由り本國の自由黨議案に附せ
を與ふるとに極力反對の決議を爲し成
にテニスベン氏の特選議院の提議を抗議

明治34年10月22日 朝刊5面

障害

明治35年5月12日 朝刊2面

世論概観

明治36年5月13日 朝刊2面

と示し何れも良好なる實績を呈せらるれ
英鉄社に至りては頗る不完全にして直從
着實金の不滿なる。斯界上至大の障害セ
ふる由にて米國鋼鐵組合の調査に依れば
本及支那に於てハ甚至並に殘暴の從業者

明治36年6月26日 朝刊5面
障害

英國の新聞税案と大團組合
本團組合委員五百名は本月二日地會に於て
き特選議院に由り本國の自由黨議案として
を採ふるに付ける力反對の決議を爲し成
にテニスベン氏の特選議院の提議を抗議

法律における「障害者」等の使用例

昭和 4 年 4 月 1 日 救護法

第 1 条 四 「……其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ヲ行フニ支障アル者」

昭和 19 年 2 月 15 日 厚生年金保険法（労働者年金保険法から名称を改正）

「障害年金及障害手当金」を使用

昭和 22 年 4 月 5 日 労働基準法

第 77 条 「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては…」

別表第 1 「身体障害等級」という用語が用いられる

昭和 22 年 11 月 30 日 職業安定法

第 26 条 「身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については」

昭和 24 年 5 月 20 日 職業安定法一部改正

第 26 条の次に条文が加えられ、その見出しとして「(身体障害者に対する職業補導)」という用語が用いられる

昭和 24 年 5 月 31 日 国立身体障害者更正指導所設置法

法律名に「身体障害者」という用語が用いられる

昭和 24 年 12 月 26 日 身体障害者福祉法

昭和 57 年 7 月 16 日 障害に関する用語の整理に関する法律

恩給法など 162 本の法律を一斉改正

しょう-げ シャ：【障礙・障碍】〔名〕（「げ」は「礙・碍」の異音）仏語。ものごとの発生、持続などにあたってさまたげにならぬこと。転じて、惡魔、怨靈などが邪魔をする、「エ」。わり。障事。＊本朝麗藻（1010か）下・近來播州書写山中（具平親王）「顧身恨障礙多縁、未遂頂礼」＊今昔（1120頃か）四・「天魔・外道、其れに依て障導を可成し」＊色葉字類抄（1177-81）「障礙 シャウケ」＊源平盛衰記（14C前）一八・龍神守三権心事「若し善根の衆生ありと云とも、魔王の為障導（シャウケ）せられて、所願成就の者有るべからず」＊羅葡日辞書（1595）「Obsto 〈略〉サマタグル、xōgueuo (シャウゲア) ナス、フセグ」＊浮世草子・新可笑記（1688）三・「いかさま人にも化くべき有様皆々おぞめしべ、其まま捨て何の子細もなし。扱は此ほど申せし事此狐の障礙（シャウゲ）ならんとやしたして」＊卍庵仮名法語（18C中か）「内外の諸魔便を失ひ、一切の障碍を離れ、善惡是非」＊談義本・根無草（1763-69）後・「人のからだを仮初に、男色千人切の馬鹿を尽すも、皆此水虎（かっぱ）の亡魂の障礙（シャウゲ）をなすとしられたり」＊読本・兩月物語（1776）白峯「これが報ひを虎狼の心に障化（シャウゲ）して、信頼が隠謀にかたらはせしかば」＊法華經・譬喻品「見諸子等安隱得出、皆於四衢道中露地而坐、無復障礙、其心泰然歡喜踊躍」〔発音〕シヨーゲ

〔標アシヨ〕〔標アシヨ〕 辞書 色葉・伊原・明心・天正・饅頭・墨本・易林・日葡・書画・〈ボ〉・言海 表記 障礙（色・易・書・ヘ・音）障碍（伊・明・天・饅・黒）障導（易）

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七一年一月一日 日本国語大辞典第一版第一巻（全10巻）発行
一九七九年一〇月一日 同 館刷版第一巻（全10巻）発行
一〇〇一年七月一日 同 第二版第七巻第一刷発行

編集 日本国語大辞典第一版編集委員会
発行所 小学館国語辞典編集部
発行者 佐藤憲正
印刷 図書印刷株式会社
発行所 株式会社 小学館
東京都千代田区一ツ橋1-4-1
電話 編集 (03) 311101-4747
制作 (03) 311101-481111
販売 (03) 311101-57779
郵便番号 101-8001 発行 001-80-1-100

しゃうげ ショウゲ【障礙・障礙】「障碍 シャウゲ」〔鎌頭屋本節用〕「障礙 シャウゲ」〔易林本節用〕

■名・動サ変 妨げ

ること。たたり。「天魔外道、其れに依りて障導を成すべし」〔今昔・四・一〕「たとひ報謝の心をこそ存せず共、豈障導をなすべきや」〔平家・三・御産〕「猶天魔の障碍も怖く、老耄すえに傾て余命浅灯に似りければ」〔地藏菩薩靈驗記・一〕「いつかしやうげなく、あたま・しきたいともにくるしき事なく、眞のくつろぎにいたるべきや」「こんてむつすむんぢ・三・二五」「狐狸の化物、ちつとも障碍をなす事あたはず」〔武道張合大鑑・二・一〕「これが報ひを虎狼の心に障化げし」〔雨月・白峯〕■名 たたりをなすもの。魔障（やうじ）のもの。「庚申せでぬる誦文、しやうけらがねたとてきたかねぬものをねたれぞねぬぞねぬぞねたれぞ」〔袋草子・上〕

しょうげ【障碍】障害。さまたげ。とくに、仏の悟りをするための仏道修行の邪魔をするごわり。また、惡魔・怨靈などによるさまたげ。*法華義疏一・譬喻品「露地而坐、無復障碍」*鎌の權三重帷子「いかなる天魔の障碍ぞや」

例文 仏教語大辞典

一九九七年三月一日 第一版第一刷発行
一〇〇四年十二月二十日 第二版第二刷発行

著者 石田瑞磨

発行者 佐藤宏

印刷所 図書印刷株式会社

発行所 株式会社 小学館

東京都千代田区蔵前一丁目三番二号

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

昭和六十二年六月十五日 初版発行

中村幸彦

◎ Printed in Japan

岡見正雄

阪倉篤義

発行者

角川春樹

株式会社 角川書店

東京都千代田区蔵前一丁目三番二号

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

郵便番号 101-1801

振替 00-101-1100

編集 00-1111-01-1100

電話 03-3330-1533

制作 03-3330-1555

販売 03-5511-1355

発行者

佐藤宏

印刷所

図書印刷株式会社

東京都港区高輪一丁目一三一-三

しょうげ【障×礙・障×碍】ウシャ
は、悟りの障害となるものをいう。「最も一の少き運動の道は必ず螺旋的なり」(露伴・日ぐらし物語)

大辞泉

一九九五年十二月一日 第一版第一刷發行

しょうげ うしゃ ①【障礙・障・碍】妨げ。障害。しようがい。「いかなる悪魔の一なるか／自由太刀余波銳峰逍遙」

大辞林 第三版

一九〇六年一月七日 初刷発行
一九八八年一月三日 第二版発行
一九九五年一月三日 第三版発行
二〇〇六年一〇月七日 第三版発行

編者 松村 明 (まつむら めい)
三省堂編修所
発行者 株式会社三省堂 代表者 八幡統厚
印刷者 三省堂印刷株式会社
発行所 株式会社三省堂
〒101-8001 東京都千代田区麹町一丁目十一番十四号
電話 (03) 321-1100-1111
販売部 (03) 321-1100-1111
振替郵便番号 100-151-1111
商標登録番号 128775
○○

しょう・げ【障礙・障碍】さまたげ。さわり。障害。今昔四「天魔・外道それによりて一をなすべし」

広辞苑第六版

Printed in Japan
ISBN978-4-00-080121-8

障がい者制度改革推進本部の設置について

平成21年12月8日
閣議決定

- 1 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
	内閣府特命担当大臣（障害者施策）
本部員	他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部（以下「旧本部」という。）は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。